

# 令和8年度 つわの学びサポート助成金事業 募集要項

## (1) 助成の目的

津和野町における高校生および卒業生の挑戦・チャレンジに対して助成金を交付することで、特に若者がチャレンジの「はじめの一歩」を踏み出せるようサポートすること。そしてチャレンジすることで生まれる繋がりや体験をそれぞれの学びにつなげると共に、津和野のまち及びひとに、挑戦から始まる良い機運を醸成し、まちの活性化につなげ、ひとつづくりを通したまちづくりの実現に資すること。

## (2) 募集対象

以下の (a) ～ (c) いずれかに該当すること

- (a) 津和野町内に在住している高校生
- (b) 島根県立津和野高等学校に在籍している高校生
- (c) 上記 (a), (b) の高校の卒業生（ただし卒業後4年以内の者に限る）

## (3) 募集事業

以下の (a) ～(d)のすべてに該当する事業であること

- (a) 学校管理下にて実施する活動（授業や部活動等）ではないこと
- (b) 自らの発案で津和野町等におけるプロジェクトを実施する熱意や意欲があること [主体性/独創性]
- (c) プロジェクトが、地域（社会）のニーズを捉えたものであり、津和野のまちやひとの活性化に繋がるものであること [社会性]
- (d) プロジェクトが一過性のものではなく、今後の継続や発展の可能性についても考えながら実施されること [継続性]
- (e) 代表者を含む、4名以下のチームであること
- (f) 代表者または共にプロジェクトを実行するメンバーに高校生がいる場合は、本助成金への応募及び交付された助成金の使用等について保護者の同意が必要です。

## (4) 採択プロジェクト数と助成金額

(a) 2プロジェクトに助成することとする。

※ただし、卒業生のみで構成されるプロジェクトは1プロジェクトまでとする。

(b) 1プロジェクトにつき5万円を上限とする。

※ただし、交付決定通知に記載した交付決定額の範囲内で、実際に支出した「実費」を助成する。

## (5) 募集対象となる経費

以下の(1)から(3)の要件をすべて満たすものであること。

(1) 使用目的が事業の実施に必要なものと明確に特定できる経費

(2) 交付決定通知後の契約・発注により発生した経費

(3) 領収証によって金額・支払先等が確認できる経費

※プロジェクト実施報告書とともに、領収書も併せて提出すること。また公共交通機関を利用した際は [様式4] つわの学びサポート助成金公共交通費精算書に記入の上、活動報告書とともに提出すること。

※支出可能な経費及び注意点については別紙 [参考] つわの学びサポート助成金 支出可能な費目リストと注意点を参照

## (6) 募集対象期間

令和8年6月1日(月)～令和8年7月3日(金)

## (7) スケジュール

- 募集開始 6/1 (月)
- エントリーシート提出期限 7/3 (金) 17:00必着
- プレゼンテーション審査 7/7 (火) 17:00~19:00 (オンライン参加可)
- 助成金の交付決定通知及び交付 7/13 (月) 頃～
- プロジェクト実施報告書提出期限 令和9年1月末日まで
- 最終活動報告 2月頃を予定

## (8) 助成金交付の流れ

### 申請

- a. 申請者は、提出期限までにエントリーシートを事務局に提出する。

### 審査

- b. エントリーシート及びプレゼンテーション・質疑応答に基づく審査（プレゼン審査）を行い、採択の可否及び助成金額を決定する。
- c. ただし、申請者多数の場合はエントリーシートにて1次審査を行い、1次審査通過グループのみでプレゼン審査を行う。

### 審査結果の通知

- d. 事務局は、審査にて決定された採択の可否及び助成金額等を文書により申請者に通知する。

### 助成金の請求

- e. 採択者は、交付決定通知收受後、[様式1] つわの学びサポート助成金請求書を事務局に提出する。
- f. その際、[様式2] つわの学びサポート助成金事業保護者同意書の提出及び交付者説明会への活動メンバー及びメンバー全員の保護者の参加を原則必須とする。

### 助成金の交付

- g. 事務局は、提出されたつわの学びサポート助成金請求書に基づき、概ね1週間以内に助成金を交付する。
- h. 交付方法は原則、現金手渡しとする。

### プロジェクトの実施

- i. 採択者は、提出したエントリーシートの内容に基づき、誠実にプロジェクトを遂行しなければならない。
- j. 実施内容に大幅な変更が生じることは原則として認められないが、やむを得ない事情により変更、中止または廃止が必要となった場合は、速やかに事務局へ連絡し、その指示を仰ぐものとする。

### プロジェクト実施報告書の提出及び報告会の実施

- k. 採択者は、令和9年1月末日までにプロジェクトを完了させた上で、[様式3] つわの学びサポート助成金事業プロジェクト実施報告書（以下プロジェクト実施報告書）を事務局に提出する。
- l. プロジェクト実施報告書には、支出報告の記載及び領収書（原本）やその他経費の支出確認のために必要な書類を添付することとする。
- m. 採択者は原則、2月頃に実施する最終活動報告会に参加し、プロジェクトの実施報告を行うこととする。

### 助成金額の確定・通知

- n. 事務局は、提出されたプロジェクト実施報告書を確認し、その内容が適正と認められる場合、助成金額を確定し、採択者に通知する。
- o. プロジェクトの実績額が交付決定額を上回った場合、その超過分は助成の対象外となる。交付決定通知に記載された金額が支給の上限となり、5万円以内であっても増額（追加交付）は行わないこととする。
- p. プロジェクトを中止した場合、または実績額が交付決定額を下回った場合は、精算に基づき、採択者は差額または全額を返還することとする。ただし、災害等その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

(9) 注意してほしいこと

採択者は、以下のことに注意し、事業を実施すること。

(1) プロジェクト実施報告においては、プロジェクト実施報告書に下記の項目を必ず記載した上で提出期限までに提出すること。

- ・プロジェクトにおける活動内容
  - ・プロジェクトの成果と課題、今後の展望
  - ・支出報告 ※領収書原本も併せて提出すること。また電子データにて発行された領収書については電子データも提出すること。
- ※写真などの記録を積極的に活用すること  
記録をする際には、肖像権等に十分留意すること

(2) 2月頃に実施する最終活動報告については、原則参加すること（オンライン参加可）。

(3) プロジェクト実施時に苦情やトラブル等が生じた場合は、採択者の責任において、真摯な対応を行うこと。

(4) 特定の商品販売や斡旋、本事業以外のイベント等への勧誘など、事業の趣旨を逸脱する活動は実施しないこと。

(10) 個人情報保護等について

採択者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別または識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、助成事業を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、以下のとおり適正に取り扱うこと。

(1) 採択者が収集する個人情報の範囲は、事業の目的を達成するために必要な範囲内とし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 採択者は、事業実施により取得した個人情報を事業の目的以外の目的に利用してはならない。

(3) 採択者は、事業実施により取得した個人情報を本人の同意を得ないで他に開示・提供してはならない。事業終了後においても同様とする。

(4) 採択者は、事業実施により取得した個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(5) 個人情報の保護に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、島根県迷惑行為防止条例に違反する行為を行った場合には、助成金の全額の返還を求める。

(6) 当該事業によって法律を犯す行為があった場合や社会通念上不適切な事象があり、第三者に損害を与えた場合には、申請者はその損害を賠償する責を負うものとする。

(11) その他

本要項に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、（一財）つわの学びみらいが別に定める。